## 福祉サービスを提供又は経営する者が評価機関の構成員(会員等)の過半数を占めていないことの確認書

当法人は、現在、福祉サービスを提供又は経営する者が評価機関の構成員(会員等)の過半数を占めていないことから、「大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱第3条第1項第3号」の規定に該当せず、「評価決定委員会」を設置していません。

今後、上記要綱に規定する「評価決定委員会」の設置が必要となる場合には、 速やかに設置の措置を講じるとともに、上記要綱第9条の規定に基づき、福祉 サービス第三者評価機関変更届を提出いたします。

福祉サービス第三者評価機関の認証申請を行うにあたり、上記内容を確認し、 本書を提出いたします。

年	日	H

法	人	名		
代表	者職・	氏名		

_							
	会員等の組織の有無 ※有・無いずれかに○	(	)有	•	(	)	無
	※会員等の組織を有する場合に	の内容を	記載				
	会員等の総数						
	会員等の総数の内 福祉サービスを提供又 は経営する者の加入数						